

# 令和5年塩尻市議会6月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年6月20日（火） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

### ○審査事項

議案第4号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）

議案第7号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）

議案第5号 令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

### ○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	平間 正治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

---

午前9時58分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから6月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は委員全員が出席をしております。

審査に入ります前に、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

---

## 理事者挨拶

○副市長 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、予算決算常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げております議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。私からは以上です。

○委員長 それでは次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。審査日程については、副委員長から御説明いたします。

○副委員長 おはようございます。本日の審査は、議案第4号、第7号、第5号の順で審査を行います。以上です。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用するとともに、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただきますようお願いいたします。また、説明者の入退出は随時速やかに行っていただくようお願いいたします。

---

### 議案第4号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）

○委員長 それでは、議案第4号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第4号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。お手元の別冊予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,241万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ312億9,558万7,000円とするものとなります。

内容につきましては、歳出から御説明を申し上げますので、9、10ページをお開きください。以降、科目に沿いまして担当の課長から御説明を申し上げます。

○地域づくり課長 それでは、9、10ページをお願いいたします。一番上、2款1項8目地域づくり振興費の説明欄の白丸、コミュニティ活動支援事業1,230万円の増額につきましては、自治総合センター及び長野県市町村振興協会に申請していた助成事業が採択されたことに伴い、公民館備品及び防災倉庫などの購入費として大門一番町区、大門四番町区、下西条区、牧野区、大出区、吉田地区への補助金を補正するものです。なお、財源につきましては、自治総合センター及び長野県市町村振興協会のコミュニティ事業助成金であり、宝くじの収益金等から補填されるもので、補助率は10分の10です。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の白丸、社会福祉事業費の災害見舞金48万円の増額補正になります。この災害見舞金につきましては、4月に広丘原新田で発生しました建物火災に伴う見舞金を支給するための補正になります。詳細は、死亡者1名に対し50万円、住宅被害に係る見舞金として全焼火災10万円、合計60万円になります。以上になります。

○高齢支援担当課長 続きまして、3款1項3目老人福祉費になります。説明欄の老人福祉センター運営費の工事請負費979万8,000円ですが、吉田地区にあります田川の郷運動広場の賃貸借契約解除に伴う土地の原状回復工事の費用となります。田川の郷運動広場は、平成12年に現在の位置に市が吉田区の土地と現広場の地権者の田の一部の土地を借り受け、地区住民の親睦や健康増進を図るために造成したのですが、令和5年2月に地権者から御自身の高齢化を理由として早期返還の申出があったため、賃貸借契約に基づき原状回復して地権者に返還

することとし、必要な工事費用を計上するものです。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、3項生活保護費1目生活保護総務費の白丸、生活保護事務諸経費のパソコン保守点検委託料400万2,000円の増額補正になります。詳細は、生活保護法に基づく生活保護基準について、令和5年10月から見直しされることに伴う生活保護システム及び中国残留邦人支援システムの改修を行うもの、及び被保護者調査に関する報告項目が追加されることに伴いシステム改修を行うものです。なお、財源につきましては、国の就労準備支援事業補助金で、補助率は2分の1です。私からは以上になります。

○農林課長 続きまして、6款農林水産業費1項農業費8目土地改良施設維持管理適正化事業の白丸、土地改良施設維持管理適正化事業250万円の増額補正につきましては、旧国鉄塩嶺トンネル建設による減濁水対策施設であります塩尻及び東山両揚水機場の流量計設置工事に当たりまして、機材費と人件費が上昇したことに伴い補正するものです。なお、財源につきましては、交付額が1年ほど前の概略設計当時の単価で既に決定していることや、約款上、連合会が対応できないこととなっているため、全額市負担となっております。私からは以上です。

○危機管理課長 続きまして、9款消防費1項2目非常備消防費の白丸、消防団諸経費の被服費311万4,000円と備品購入費186万2,000円、合わせまして497万6,000円の増額につきましては、国が募集している消防団の力向上モデル事業、これは社会環境の変化に対応した消防団運営等について創意工夫に満ちた取組を促すものですけれども、これに本市が提案した事業が採択されまして、これに伴いまして、被服費として消防団員が着用する高機能防火衣一式18着、備品購入費として多機能型ノズル9個の購入経費を補正するものです。なお、財源につきましては、国から消防団の力向上モデル事業の事業費として全額が支払われるものです。

次に、9款消防費1項3目消防施設費の白丸、消防施設整備費ですが、消火栓新設改良負担金について、消火栓移設費用4基分909万1,000円を増額するものです。内訳につきましては、洗馬地区の芦ノ田地籍において県道今井洗馬停車場線の道路拡幅に伴う移設が1件、金額で208万3,000円、地権者の土地利用変更に伴う移設が3件、それぞれ広丘高出地籍285万5,000円、檜川地区木曾平沢地籍218万8,000円、北小野地区大出地籍196万5,000円となっております、上水道課に工事委託し負担金を支払うものです。なお、財源につきましては、県道拡幅に伴う移設工事につきましては、県から消火栓移転補償費として195万8,000円が支払われるものです。私からは以上です。

○教育総務課長 続きまして、10款教育費1項教育総務費3目事務局費の白丸、教育委員会事務局諸経費の自治体間連携支援業務委託料300万円の増額につきましては、文部科学省から地方教育行政における連携促進事業の委託を受け、デジタル技術を活用した自治体間連携に関する取組を行うものです。具体的には、本市と東筑摩郡5村の教育委員会と管内小中学校を、オンライン会議システムなどを用いて常時連携できる体制の構築、学校徴収金や校務支援システムの利活用などについての共同研究、学年費会計事務のデジタル化やクラウドソーシング化に向けた実証を行い、教職員の業務負担軽減につながるか検証してまいります。財源につきましては、国の地方教育行政における連携促進事業委託金で対応いたします。私からは以上です。

○平出博物館長 続きまして、5項社会教育費7目文化財保護費、1つ目の白丸、埋蔵文化財保護事業につきましては、塩尻協立病院の駐車場造成工事に伴いまして、事業予定地内にあります五日市場遺跡の発掘調査を事前に実施する必要が生じたため、発掘調査に従事される作業員賃金及び費用弁償、土砂の除去等を行う重機借上料等、埋蔵文化財発掘調査に係る費用といたしまして626万5,000円を増額補正するものです。なお、財源につきましては、全額、原因者であります塩尻協立病院からの発掘調査委託金です。私からは以上です。

○**財政課長** 続きまして、歳入について御説明を申し上げます。7、8ページをお開きください。歳入の特定財源につきましては、歳出で各担当課長から説明をさせていただきましたので、私からは一般財源についてのみ御説明を申し上げます。

説明欄の上から4つ目の黒ポツになります。19款2項1目1節財政調整基金繰入金2,191万3,000円につきましては、今回の補正について不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものとなります。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 10ページの災害見舞金ですけれども、議案と数字が合わないですけれども、説明をお願いします。

○**福祉課長** 議案のほうは48万円ということで計上させていただいておりますけれども、当初予算で12万円予算を計上していますので、合計して60万円ということになります。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** 分かりました。この予算に直接関係ないのですけれども、災害見舞金は、災害が起きたときに床面積の被害に応じて出るという仕組みだと思うのですが、以前、屋根だとか壁だとかが破損した場合、床面積にカウントされずに対象にならなかったということがあって、見直すようにというお願いしてあったと思うのですが、その後、見直した経過というのがありますか。

○**福祉課長** 他市の状況も確認したりもしているのですけれども、今のところ、塩尻市と同じような形でやっているものですから、今のところはこの状況でやっておりますが、委員から今お話があったとおりに、確かに検討していかなければいけない部分ですので、早急に検討していきたいと思っております。

○**中村努委員** 分かりました。その下の老人福祉センター運営費ですけれども、これは田川の郷の北側の広場ということよろしいですか。

○**高齢支援担当課長** おっしゃるとおりです。

○**中村努委員** これは原状復帰ですので、田んぼか何かに戻すという理解でいいですか。

○**高齢支援担当課長** 当時も地権者の田んぼの一部を借り受けて、吉田地区の土地と借り受けた地権者の土地と合わせて広場を造成するというのでしたので、地権者の申出により田んぼに戻すということになります。

○**中村努委員** 吉田地区の部分はそのまま残るということですか。

○**高齢支援担当課長** 吉田地区の部分についてはそのままになります。

○**中村努委員** 実はこの場所は、吉田一区の三九郎の会場になっているところで、それは問題なく今後もできるスペースがありますか。

○**高齢支援担当課長** 吉田一区の区長とも御相談をして、三九郎でお使いになっていることはこちらも確認しております。土地を返還するに当たって御相談したところ、あるところを使って三九郎をやるというような方法で考えてくださるということでした。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**平間正治委員** 12ページですけれども、消防団諸経費の中で、本市の事業がモデル事業として採択されたということなのですが、簡潔で結構ですけれども、内容について教えてください。

○**危機管理課長** お答えさせていただきます。本市のほうで購入備品、防火衣とノズルを買いまして、それを使った訓練を行います。現在は装備が常備とは違うところなのですけれども、今後は常備と同じような装備を整備

することによって、連携した消火作業ですとか、そういったことができるように、装備の取扱い訓練ですとか、実際に使った訓練を消防団と行っていく予定であります。以上です。

○平間正治委員 常備消防とノズルなどを併せてということが創意工夫のある事業ということですか。

○危機管理課長 今年の4月に広丘であった火災などを見ておりますと、今までは消防団、後方の支援で済んでいた部分もあるかと思うのですが、今後は、前面に立って一緒に消火活動もしていかなければいけないということが考えられます。ですので、装備を向上させて、消防団員の火災対応能力の向上ですとか、安全確保とともに、同じような装備をすることで、常備消防との連携もしやすくなるかと考えております。以上です。

○平間正治委員 その下の教育委員会事務局諸経費の中で、本市と東筑摩郡5村の連携を図るということですが、何を目的として具体的に何をやるのか、内容について教えてください。

○教育総務課長 具体的な内容ですけれども、本市と東筑摩郡5村、こちらをオンライン会議システムで常時連携できるような体制の構築、これが1つあります。そのほかには、学校徴収金や校務支援システムの利活用などについて管内で共同研究を進めていくこと、それから学年費会計、こちらにつきましては、デジタル化やクラウドソーシングに向けた実証を行いまして、最終的に教職員の業務の負担軽減につながるかどうか、検証してまいります。

○平間正治委員 それを一定の期間やって、どういう成果があったとか、そういう報告なり取りまとめというのとはするということでしょうか。

○教育総務課長 令和5年度に文部科学省から委託を受けましたので、今年度検証をして、今後どういうふうに進めていくか、方向性を出したいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 10ページの土地改良施設の関係で教えていただきたいのですが、この減濁水の適正化事業については、ルールでもって積立金で対応していくと思うのですが、今、流量計設置費が高騰したために全額塩尻市が負担という話がありましたけれども、今後、例えば年次的に、この減濁水の施設は改修していくのですが、その差額というものは全部塩尻市負担になるのですか。

○農林課長 1年ほど前の概略設計時の金額をもって交付金の申請を済まされているという状況になっておりますので、その後の変更を、今後、物価高騰等の対応等が必要になったような場合には、恐らく、今回と同じパターンで市負担という形になろうかと思っております。これは、全国の土地改良事業団体連合会のほうから通達で徹底をされている事項です。以上です。

○赤羽誠治委員 そうすると、要するに設計をあげてしまえば変更ができないと、そういうことなのですか。

○農林課長 設計変更は可能でありますけれども、もらえる交付金額については増額にならないということになります。

○赤羽誠治委員 この事業は、総額幾らかかるのでしょうか。

○農林課長 当初予算が1,250万円です。今回の補正予算が250万円ですので、総額1,500万円ということになります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○牧野直樹委員 10ページの老人福祉センター運営費の工事請負費なのですが、これは地権者の方と契約をして借りているところですよ。その契約内容を教えてもらえますか。

○**高齢支援担当課長** 地権者との土地賃貸借契約の使用目的につきましては、賃借物件を運動広場として使用するということと、賃貸借物件の返還については、原状に回復して返還するという内容になっております。

○**牧野直樹委員** これは契約満了でこういう話になったのか、突然こういう話になったのかということだけれど、その辺をお伺いしたい。

○**高齢支援担当課長** こちらの土地につきましては、地権者の方からお話がしっかりあったのは令和5年2月なのですけれども、令和2年度末くらいから、この土地の利用について御相談を申し上げておりました。相談当時は、御本人も土地をすぐ返還するという内容でのお話はなかったのですけれども、今年の2月には、もう自分も高齢であるということから、土地の取扱いについて早急に回答を求めるといことで申出がありまして、今回、いろいろ検討しましたが、この土地で公的利用をするという内容は市のほうでないということと、吉田区と一緒に土地を借り受けて広場を造成したというところでありますので、吉田区にも御相談申し上げたり、田川の郷のすぐ隣の土地でありますので、そちらの方の利用も当初見込んでいたというところで、現在、社会福祉協議会が運営しておりますけれども、そちらにも土地の利用等についての御相談を申し上げましたが、利用がなかったというところでは。

○**牧野直樹委員** そういう話が数年にわたってあったということだけれども、契約書に基づいて更新していくときには、何月から何月という契約があるでしょう。話合いがなければ、そのまま継続でやっていくという。そういう契約ですよ。それが何月から何月ですか。

○**高齢支援担当課長** 契約を開始した当時は、年度途中から年度末までということだったのですけれども、特に申出がない場合は、1年ごと更新していくという内容となっております。

○**牧野直樹委員** そういう話合いの中で分かっていたら、契約するかしないかということは、補正予算でなくても、当初予算で対応できていくでしょう。その辺を、突然その話が来て、いきなり補正で認めると言っても。突然こういうことが出てくるのはいかがか。

○**健康福祉事業部長** この件につきましては、地権者からは、最終的に今年度の2月にお話をいただいたのですけれども、地権者にお返しするに当たって工事を進めていくことになるのですが、今年度末までにお返しして、工事をすることになると、地権者等の税制の問題もありまして、今年中にお返しすることが地権者にとってもいいだろうということ、それで今回、早めに工事を始めるために、今議会で議決を求めるものとなりました。以上です。

○**牧野直樹委員** 契約は、始めは何月ですか。年度末終了というのは。

○**健康福祉事業部長** 契約は1年ごと更新ですので、年度ごとにお話をさせていただいて、来年度の契約についてはどうするかということで、毎年、お話をさせていただく中で、両者お互いに特に変更がなければ、そのまま契約ということになるのですが、今回の場合、相手方から返還を求めるといことの申出があったために継続ができないということで、返還をすることに決定しました。

○**牧野直樹委員** ということは、今年は契約をしていないですか。

○**高齢支援担当課長** 地権者から、今年の2月にきちんと土地の返還を求めるといことが出てきましたけれども、その時点では、市のほうでは予算編成の時期が終了してしまっていて、あとは、地権者からも、農地として次期の農作業に支障のない時期に返還してほしいという内容の申出もありましたことから、御相談する中で、今年のうち返還するといことで御了解いただいたところでは。ですので、年度当初の予算編成の時期には、工事費

用を計上することについては間に合わなかったという状況があります。

契約の内容については、地権者の方との協議の中では、契約期間は4月から3月までの1年間なのですが、今年度については、土地の返還の時期について合意をし、その間については月割りで費用をお支払いするという内容も書いてある契約書であったものですから、その点の御相談をして、今年度、土地の返還ができるまでは月割りの金額でお支払いをするという、そのような内容で地権者には合意を得ているところです。

○**牧野直樹委員** そうすると、そういう契約の中で、原状回復で返還するのは当然だ。その間、例えば、この4月から賃借料を払っているということですか。

○**健康福祉事業部長** 年間契約というものは解除ということになりますので、その後の工事期間についてどうするかということについては、担当課長が説明したように、契約の中で、分割で月ごとにお支払いするという契約をもう一度させていただいて、契約に基づいて、月ごとに返還するまでの間の賃借料を払っていくという契約を続けさせていただく。ですので、年間を通じて、1年間の契約ということに関しては、今年度の2月に返還をしてくださいということで申出があったので、1年間の契約はせずに、月ごとに、工事が終了して返還するまでの期間の賃借料を払うという契約に変更されています。以上です。

○**牧野直樹委員** そこがよく理解できないのだけれど、原状回復して相手に返すのに、なおかつ、それに賃借料を払うということですか。契約は一旦切れる。返してくれ、返しますということで、4月から契約しないわけでしょう。その前の契約には、原状回復して返すということだから、当然、市の予算で原状回復はいい。その間の賃借料を払うということがよく分からないのだけれど、どういうことですか。

○**高齢支援担当課長** 今回の賃貸借については、地権者と協議をする中で、賃借料については、その方にとっては農地として御利用ができないという状況もありまして、賃貸借の月割りの計算で算出した金額でお支払いするという合意をいただいたものです。

○**委員長** 整理しますと、この議決が終わって、工事が終わって、原状回復した時点で契約は終了になる。それまでの間は支払い続けるという、そういう意味ではないですか。

○**高齢支援担当課長** おっしゃるとおりです。工事期間が終了するまでということですよ。

○**委員長** そういう意味だそうですが、よろしいですか。ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** 10ページの土地改良区の件ですけど、先ほど、赤羽委員と反対の立場から、土地改良区については、農家の方、耕作者の方々に当然制約がありますよね。これについては、250万円をここで支出することによって制約だとか期限についての変更だとか、そういうことはあるのでしょうか。

○**農林課長** 変更については、制約等はありません。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

それでは、ないということで質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、ないので採決を行います。議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第4号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

**議案第7号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）**

○**委員長** 次に、議案第7号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。説明を求めます。

○**財政課長** 続きまして、議案第7号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。別冊予算書1ページから御覧ください。

第1条を御覧いただきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ400万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ312億9,958万7,000円とするものとなります。

内容につきまして、歳出から御説明を申し上げますので、10、11ページをお開きください。概要といたしましては、6月1日から3日にかけての降雨災害による被災箇所の復旧に関わるものとなります。詳細につきましては、担当の課長から説明いたします。

○**農林課長** 11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費の白丸、市単農業施設災害復旧費400万円の増額補正につきましては、6月1日の夜半前から3日の夜半過ぎにかけての大雨によりまして、洗馬地区で4か所、塩尻東地区で1か所の計5か所で農業施設災害が発生したことから、その復旧費について増額補正をお願いするものです。最初の黒丸、重機借上料200万円は、農業用水路などに流入堆積した土砂の撤去費。次の黒丸、災害復旧工事200万円は、のり面崩落及び水路埋没のため、土砂撤去やふとんかご設置工事費などです。なお、災害復旧費の財源につきましては、10ページの補正額の財源内訳にありますように、災害復旧事業債を充当することとしております。充当率は、対象事業費の65%の260万円となります。歳出の説明は以上となります。

○**財政課長** 次に、歳入について御説明を申し上げます。8、9ページを御覧ください。歳入の特定財源につきましては、今、農林課長から説明させていただきましたので、一般財源について御説明申し上げます。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金140万円につきましては、今回の補正において不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものとなります。説明は以上となります。よろしく御願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので採決を行います。議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第7号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。



## 議案第5号 令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 次に、議案第5号令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○水道課長 議案第5号令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。1ページ目、第2条資本的収支について、収入1款資本的収入を補正予定額909万円増額とし、3億5,527万5,000円とし、支出1款資本的支出を補正予定額854万7,000円増額し、9億5,766万6,000円とするものです。

それでは、8ページからの説明明細書を御覧ください。収入1款3項1目1節他会計負担金909万円につきましては、危機管理課からの依頼による消火栓更新工事4件について、その工事費及び事務費を計上した額を負担金として頂くものです。

続きまして、9ページ、支出1款1項4目26節工事請負費854万7,000円につきましては、同様に、消火栓更新工事4件に係る工事費となります。議案の説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑に入ります。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 大変ささいなことで申し訳ないのですが、一般会計のほうの負担金は909万1,000円で、こっちの繰入金は909万円で、整合性がないので合わせたほうがいいと思います。これが1つ。

歳入歳出で違いがあるのですが、この差額はどこに行ってしまうのでしょうか。

○水道課長 大変失礼しました。一般会計のほうの繰上げでやっています、水道事業会計では収入となりますので、切捨てという形で合っていないということになるかと思えます。

収入と支出の違いですけれども、危機管理課から設計依頼を受けまして、それに伴って、我々のほうで設計して工事を発注するのですが、危機管理課からは、その分の事務費ということで、7%を上乗せして請求をさせていただいて収入となっております。その事務費につきましては、我々の設計をする分と、発注し施工管理、また検査までやりますので、その分の事務費ということで計上させていただいております。

○中村努委員 要は、一般会計から負担金として909万円、歳出で854万7,000円というと、収支で黒字になりますよね。この差額はどこに入るのですか。

○水道課長 先ほども申しましたとおり、事務費をもらっていますので、工事費プラス事務費ということで、収入とさせていただいております。支出は工事費のみですので、その分を計上させていただいているということになります。

○水道事業部長 1ページの第2条のところに、不足する財源ということで、結局、収入がここで3億5,500万円余ありまして、支出のほうは9億5,700万円余になっています。不足する金額を、この第2条のところで、過年度分損益勘定留保資金等、こういったものが支出で少なくなってくるということで、補填財源が減ってくるということになってきます。

○中村努委員 意味が分からないのだけれども、事務費なら、なぜ支出に事務費が載ってこないのかがよく分からない。

○水道課長 事務費につきましては、危機管理課から設計依頼等の依頼を受けて設計した分に事務費を掛けて、危機管理課に請求するものです。ですので、収入としましては、事務費込みのものが収入として入ってきますけれども、支出につきましては、工事費を業者に発注して工事をしてもらう分のお金ですので、その差額は事務費

の分ということで捉えていただければと思います。

○中村努委員 事務費がかかっているなら、どうして支出に事務費が出てこないのですか。

○上水道課長 支出は業者へ工事費として払うものですので、事務費は入ってきません。

○水道事業部長 資本的支出の中に受託建設費という項目がありまして、そこで給料とか手当という職員に係る事務経費はもともとが盛られているので、そこは今回の工事が増えたから、その人件費が急に上がるということはないものですから、補正は必要なく、もともとある1人分の人件費は当初から予算に盛ってありますので、今回は補正していません。なお、先ほども言いましたとおり、内部留保金で第4条予算というのが、結局、支出のほうが大幅に上回っていますので、その分、内部にある留保資金を使ってやるので、50万円余の事務費の分は内部留保金資金を使わなくてもよくなるということで処理されるということになります。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 よく分からないけれど、いいです。

○委員長 説明を求めないということでよろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第5号令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 本日は、御提案申し上げました議案につきまして御審査をいただき、全ての案件につきまして原案のとおりお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、6月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前10時49分 閉会

令和5年6月20日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長      篠原 敏宏      印